

業 務 概 況

平成 2 9 年度版

島 根 労 働 局

総務部編

1 総務課関係

(1) 情報公開法に基づく情報公開状況

請求件数	請求取下げ 件数	請求受理 件数	処理状況		
			開示	一部開示	不開示
80	2	78	4	68	6

(2) 個人情報保護法に基づく情報公開状況

請求件数	請求取下げ 件数	請求受理 件数	処理状況		
			開示	一部開示	不開示
9	1	8	1	7	0

2 労働保険徴収室関係

(1) 労働保険適用状況

平成29年3月31日現在の労働保険適用事業場数は21,171事業場で、前年度と比較すると34事業場(0.2%)減少している。

平成29年3月31日現在の労災保険の適用状況を業種別にみると、前年度同様、その他の事業が60.7%と最も高く、次いで建設事業21.9%、製造業12.3%の順となっている。

平成29年3月31日現在の雇用保険の適用状況を産業別にみると、前年度同様、卸売業・小売業が18.3%と最も高く、次いで建設業17.6%、製造業12.2%、医療・福祉11.7%、サービス業(他に分類されないもの)9.5%の順となっている。

(2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

ア 平成28年度の計画数に対し、労働保険の未手続事業の把握は85.9%であったが、成立件数は118.2%の達成となっている。

イ 当該事業は委託事業でも実施している。

(3) 労働保険事務組合の状況

平成29年3月31日現在の労働保険事務組合の数は、前年度より1事務組合増加し82事務組合(うち、労働基準監督署が事務をつかさどる所掌1のみの認可労働保険事務組合は4事務組合)である。

労働保険事務組合への委託事業場数は9,907事業場で、前年度と比較し15事業場減少し

た。

全適用事業場に対する委託率(29年3月31日現在)は46.8%で、前年度と同率であった。

(4) 徴収・収納状況

平成28年度の労働保険料徴収決定額は10,972,785千円で、前年度と比較し1,413,418千円(11.4%)減少している。

収納済額についても平成28年度は10,841,819千円で、前年度と比較し1,387,958千円(11.3%)減少している。

平成28年度の収納率は98.81%で、前年度を0.07ポイント上回った。

労働基準部編

1 監督課関係

(1) 適用事業場及び適用労働者数

県内の労働基準法(関係法規を含む。)適用事業場数(官公署除く。)は、平成26年7月1日現在(経済センサス基礎調査)、25,273事業場及び労働者数は239,909人となっている。

区分	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年	平成26年
適用事業場数	26,784	27,742	29,107	28,264	26,097	26,278	25,273
労働者数	249,963	237,293	244,110	240,926	236,294	243,457	239,909

(2) 監督実施状況等

ア 定期監督等

平成28年における定期監督等実施事業場数は、1,332事業場(家内労働関係を除く。)となっている。

このうち、何らかの法違反が認められたものは953事業場で、違反率は71.5%となっている。

イ 措置状況(使用停止等処分状況)

平成28年における使用停止等の行政処分件数は39件となっている。また、事項別では「機械による危険防止関係」が13件、「墜落等による危険の防止関係」が26件となっており、主な業種としては、建設業の21件と製造業の11件となっている。

(3) 申告処理状況及び相談受付状況

平成28年に受理した申告件数(家内労働法関係を除く。)は122件で、労働基準法に関するものがほとんどであり、内容としては、賃金不払、解雇関係の順となっている。

申告を受けて平成28年に監督を実施したものは103事業場で、そのうち79事業場(76.7%)に違反が認められた。

また、平成28年に受理した労働相談件数は、5,722件となっている。

(4) 賃金不払等処理状況

ア 賃金不払状況

平成28年における賃金不払件数は84件で、不払金額は36,081千円となっている。

このうち50件、27,103千円が解決している。

イ 未払賃金立替払事業の状況

平成28年の本事業により立替払を実施した事業場は1件、対象労働者は4人、総額は1,264千円である。

(5) 司法処分状況

平成28年における司法処分件数は7件である。

内容別では、労働安全衛生法関係が4件、労働基準法・最低賃金法関係が3件となっている。

(6) 労働時間関係

平成28年における島根県の労働者1人平均の年間総実労働時間数は、1,843時間（前年比7時間増）であり、全国平均1,783時間を60時間上回っている。

また、所定内労働時間については1,696時間（前年比8時間増）で、全国平均1,631時間を65時間上回っている。

2 健康安全課関係

(1) 労働災害の概況

島根労働局管内における死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は、中長期的には減少傾向にあり、平成28年においては、死傷者数が689人と、前年より8人（-1.1%）の減少となり、過去最少を更新した。

死亡災害については、中長期的には増減を繰り返しながら、近年は10人前後で推移しており、平成28年においては前年より3人増加し8人となった。

死亡災害の内訳を事故の型別にみると、「墜落・転落」によるものが4人、「挟まれ、巻き込まれ」によるものが2人、「感電」と「交通事故」が各1人であった。

ア 産業別労働災害発生状況

(ア) 製造業

製造業における死傷者数は136人で全産業の19.7%を占めており、前年と比較して17人（-11.1%）の減少となった。業種別の割合をみると、食料品製造業で製造業全体の23.5%を占めており、次いで機械器具製造業、木材・木製品製造業の割合が多い。

(イ) 建設業

建設業における死傷者数は109人で全産業の15.8%を占めており、前年と比較して3人（2.8%）の増加となった。事故の型別では、「墜落・転落」が40人で建設業の死傷者の約4割を占めた。死亡者は4人であった。

(ウ) 運輸交通業

運輸交通業における死傷者数は50人で全産業の7.3%を占めており、前年と比較して7人（-12.3%）の減少となった。運輸交通業のうち、道路貨物運送業における死傷者数は38人であり、前年と比較して15人（-28.3%）の減少となった。

(エ) 林業

林業における死傷者数は46人で全産業の6.7%を占めており、前年と比較して7人（-13.2%）の減少となった。事故の型別では、「激突され」が11人で林業の死傷者数の約4分の1を占めている。

(オ) 第三次産業

第三次産業における死傷者数は316人であり、前年と比較して22人（7.5%）増加した。全産業に占める割合は45.9%となっている。第三次産業のうち、小売業における死傷者数は65人であり、前年と比較して14人（-17.7%）減少したが、社会福祉施設は88人で前年と比較して12人（15.8%）増加した。死亡災害については、産業廃棄物処理業で2人、警備業で1人が死亡している。

イ 事故の型別労働災害発生状況

労働災害を事故の型別にみると、転倒災害（145人）が最も多く、次いで墜落・転落災害（115人）、はさまれ・巻き込まれ災害（88人）となり、これらの事故の型で全体の50.5%を占めている。

（2）労働災害防止対策

近年の労働災害発生状況を踏まえ、平成25年から5年間を期間とする「島根労働局第12次労働災害防止計画」を策定し、小売業における大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上、社会福祉施設における腰痛予防、林業における切れ・こすれ災害防止、道路貨物運送業における荷役作業中の労働災害防止、建設業における墜落・転落災害防止、製造業における機械の本質安全化など、業種ごとの労働災害の特徴を踏まえた指導を行っている。

また、事業場における自主的な安全衛生活動を促進するため、リスクアセスメントの取組の推進に向けた指導を行っているほか、労働災害防止団体が中心となって開催している活動を支援している。

（3）業務上疾病の発生状況

業務上疾病の発生状況は、平成28年においては平成27年と比較して3人減少し33人となった。このうち負傷に起因する腰痛（20人）が最も多く60.6%を占めている。また、じん肺症及びじん肺合併症の発生はなかったが、振動障害は前年と同様、2人となった。

（4）健康診断の状況

平成28年における定期健康診断の実施結果をみると、何らかの検査項目で有所見となった者は、受診者の半数以上の54.2%であり、前年と比較して、1.6ポイント減少した。全国と比べると0.4ポイント上回っているが、その差は縮まっている。）

（5）労働者の健康確保対策

事業場の過重労働・メンタルヘルス対策の取組等を推進するため、衛生委員会の開催、産業医や衛生管理者の職務の励行、健康診断及び事後措置の実施、長時間労働者に対する医師による面接指導、ストレスチェックの実施等について指導するとともに、島根産業保健総合支援センター及びその地域窓口（旧地域産業保健センター）の利用促進を図っている。また、平成29年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」において、主治医、会社・産業医、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築などにより治療と仕事の両立支援に取り組むこととされ、これらの取組を確実なものとするために「島根県地域両立支援推進チーム」を設置し、関係者による連携した取組の推進を図ることとしている。

さらに、建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策について、解体現場において指導を行っているほか、トンネル建設工事等における粉じん障害防止対策の徹底について、労働災害防止団体、発注機関等への周知・指導を実施している。

このほか、熱中症予防対策についての指導、受動喫煙防止対策助成金の周知等を行っている。

3 賃金室関係

(1) 最低賃金関係

ア 当局において決定している最低賃金には、地域別最低賃金である「島根県最低賃金」と、その他に①「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」、②「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、③「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、④「自動車・同附属品製造業」、⑤「百貨店、総合スーパー」、⑥「自動車（新車）小売業」の6件の特定最低賃金がある。

イ 最低賃金の周知・徹底については、関係行政機関に広報を依頼するとともに、各市町村、各商工会議所等に対しポスター、リーフレット等の配布や、広報紙（誌）への掲載を依頼する等によりその周知を図っている。また、最低賃金の履行確保のための監督指導を各署において実施している。

(2) 家内労働関係

ア 当局において決定している最低工賃は、①「和服裁縫業」、②「電気機械器具製造業」、③「外衣・シャツ製造業」の3件である。

イ 家内労働法及び最低工賃の周知・徹底については、関係行政機関、家内労働者関係団体等に広報を依頼して周知を図っている。

ウ 家内労働者の安全の確保及び健康の確保については、家内労働安全衛生指導員を委嘱して、委託者及び家内労働者に対し巡回指導を実施している。

4 労災補償課関係

(1) 労災保険給付支払状況

平成28年度における労災保険給付支払総額は42億4,839万円で、前年度と比較して2億5,942万円（6.5%）の増額となった。

給付の種類別にみると、療養（補償）給付12億5,916万円（労災保険給付支払総額比29.6%）、休業（補償）給付5億3,358万円（同12.6%）、障害（補償）一時金1億4,786万円（同3.5%）、遺族（補償）一時金2,822万円（同0.7%）、葬祭（料）給付1,132万円（同0.3%）、介護（補償）給付4,624万円（同1.1%）、各種年金給付22億870万円（同51.9%）、二次健康診断等給付1,327万円（同0.3%）となっており、各種年金給付が平成5年度以降毎年、支払総額の約5割を占めている。

これを、前年度と比較してみると、療養（補償）給付2億1,398万円増（20.5%）、休業（補償）給付657万円増（1.2%）、障害（補償）一時金1,318万円増（9.8%）、遺族（補償）一時金2,548万円増（932.5%）、葬祭（料）給付734万円増（184.2%）、介護（補償）給付123万円減（-2.6%）、各種年金給付524万円減（-0.2%）、二次健康診断等給付65万円減（-4.7%）となっている。

(2) 労災保険年金支給関係

平成28年度における労災年金受給者は1,487人で、前年度末より53人減少した。

年金の種類別に見ると、傷病(補償)年金 38 人(労災年金受給者比 2.6%)、障害(補償)年金 568 人(同 38.2%)、遺族(補償)年金 876 人(同 58.9%)、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金 5 人(同 0.3%)となっている。

(3) 業務上疾病にかかる支給決定状況

平成 28 年度における業務上疾病の支給決定件数は 536 件(平成 27 年度 513 件)であった(表 3)。

ア 脳・心臓疾患にかかる請求件数は 3 件で、支給決定件数は 3 件であった。

イ 精神障害にかかる請求件数は 3 件で、支給決定件数は 0 件であった。

ウ 石綿による疾病の請求件数は 5 件で、支給決定件数は 5 件であった。石綿健康被害救済法にかかる請求、支給決定件数は 0 件であった。

(4) 社会復帰促進等事業利用状況

平成 28 年度における義肢等の支給・修理の支払状況は 1,365 万円で、前年度と比較して 53 万円(3.8%)の減額となった。

外科後処置の支払状況は 839 円であった。

振動障害者社会復帰援護金の支払い状況は 309 万円で、旅費の申請はなかった。

アフターケア委託費の支払状況は 2,304 万円で、前年度と比較して 303 万円(11.6%)の減額となり、アフターケアの通院費の支払状況は 47 万円であった。

職業安定部編

1 平成28年度の労働市場

(1) 一般職業紹介状況

ア 求人・求職の状況

平成28年度の有効求人倍率(新規学卒者を除き、パートタイムを含む。)は1.50倍となり、前年度の1.30倍を0.20ポイント上回った。

平成28年度平均でみると、新規求職申込件数は2,865件となり、前年度と比較して3.8%減少し、月間有効求職者数は11,211件となり前年度と比較して4.9%減少した。

新規求人数は6,323人となり、前年度と比較して7.5%増加し、月間有効求人数は16,787人となり、前年度と比較して9.3%増加した。

就職件数は1,257件となり、前年度と比較して3.7%減少した。

イ 新規常用求職の態様別状況

平成28年度の新規求職申込件数は34,383件で、このうち新規常用求職者(パートタイムを除く。)は22,347人となった。新規常用求職者の態様別状況は、前年度と比較すると在職者(0.2%増)、離職者(6.4%減)、無業者(0.7%減)とも減少し、求職者全体で、3.5%減少した。

ウ 産業別新規求人の状況

平成28年度の新規求人数は75,870人で、この新規求人を産業別にみると、前年度と比較し「製造業」(12.5%増)、「情報通信業」(23.7%増)、「宿泊業、飲食サービス業」(15.0%増)、「生活関連サービス業、娯楽業」(3.9%増)、「医療、福祉」(10.1%増)、「サービス業」(18.8%増)などで増加した一方、「建設業」(2.2%減)、「卸売業、小売業」(3.1%減)などで減少した。

エ 職業別常用求人・求職の状況(学卒を除きパートを含む)

平成28年度の新規求職申込件数を職業別にみると、事務的職業(22.5%)が最も多く、以下、サービスの職業(14.0%)、専門的・技術的職業(11.2%)となっている。

新規求人数をみると、サービスの職業(26.6%)が最も高く、以下、専門的・技術的職業(17.4%)、販売の職業(13.2%)となっている。

新規求人倍率をみると、保安の職業(6.88倍)が最も高く、建設・採掘の職業(3.58倍)、サービスの職業(3.57倍)と続いている。

オ 就職の状況

平成28年度の新規就職件数は15,078件(フルタイムとパートタイムの合計)で、前年度と比較するとフルタイム(2.9%減)、パートタイム(4.8%減)とも減少し、全体で3.7%減少した。

就職率(就職件数÷新規求職者数)は43.9%となり、前年度の43.8%を0.1ポイント上回った。

(2) 中高年齢者の職業紹介状況

中高年齢者(45歳以上)の新規求職申込件数は13,857件で、前年度と比較すると2.6%減少し、55歳以上は8,305件で、同2.1%減少し、新規求職者全数に占める割合は40.3%(55

歳以上は 24.2%) で、前年度の 39.8% (55 歳以上は 23.7%) を 0.5 ポイント (55 歳以上は 0.5 ポイント) 上回った。

また、月間有効求職者数は 58,967 人 (55 歳以上は 36,981 人) で、前年度と比較すると 4.4% 減少 (55 歳以上は 3.1% 減少) し、月間有効求職者全数に占める割合は 43.8% (55 歳以上は 27.5%) で、前年度の 43.6% (55 歳以上は 27.0%) を 0.2 ポイント (55 歳以上は 0.5 ポイント) 上回った。

パートタイムを除く常用の有効求人倍率は 0.97 倍 (うち 55 歳以上は 0.91 倍) となり、前年度の 1.04 倍 (55 歳以上は 1.14 倍) を 0.07 ポイント (55 歳以上は 0.23 ポイント) 下回り、パートタイムを除く常用全数の有効求人倍率 1.19 倍を下回った。

中高年齢者の就職件数は 5,647 件 (うち 55 歳以上は 2,934 件) で、前年度より 4.5% 減少 (55 歳以上は 1.5% 減少) し、就職率は 40.8% (55 歳以上は 35.3%) で、前年度を 0.8 ポイント下回った (55 歳以上は 0.2 ポイント上昇)。

中高年齢者の常用的パートタイムの新規求職申込件数は 6,326 件で、前年度と比較し 0.6% 増加し、月間有効求職者数は 28,084 人で、同 2.3% 減少し、就職件数は 2,426 人で、同 2.6% 減少した。【注】有効求人数の集計方法は、就職機会積み上げ方式による。

(3) 障害者の職業紹介状況

障害者の新規求職申込件数は 1,400 件で、前年度と比較すると 4 件 (0.3%) 増加した。

障害種別にみると、身体障害者が 289 件、知的障害者が 291 件、精神障害者が 712 件、発達障害者が 41 件、難治性疾患患者が 49 件、高次脳機能障害者が 3 件、その他障害者が 15 件となった。

就職件数は 941 件で、前年度と比較すると 65 件 (7.4%) 増加し、12 年連続で過去最高を更新した。この要因は、関係機関と連携し企業に対する積極的な雇用指導や各種支援制度の活用等に努めたことによる。

新規求職者に対する就職率は 67.2% となり、前年度の 62.8% を 4.4 ポイント上回った。

事業の縮小等に伴い解雇された障害者は 11 人で、前年度と比較すると 4 人 (57.1%) 増加した。

平成 28 年度末の有効中の求職者は 1,618 人で、前年同期と比較すると 216 人 (15.4%) 増加した。

(4) 新規学校卒業者の職業紹介状況

ア 中学校

平成 29 年 3 月新規中学卒業者を対象とする県内求人数は 3 人で、前年度と比較すると 3 人 (50.0%) 減少した。

就職希望者は 5 人で、前年度と同数であった。

就職者数は 1 人 (県外就職) で、前年度と比較すると 3 人 (66.7%) 減少した。

イ 高等学校

平成 29 年 3 月新規高等学校卒業者を対象とする県内求人総数は 2,411 人で、前年度と比較すると 321 人 (15.4%) 増加した。

就職希望者 (学校または安定所の紹介を希望する者) は 1,290 人で、前年度と比較すると 3 人 (0.2%) 増加した。

この結果、求人倍率は1.87倍となり前年を0.24ポイント上回った。
平成29年6月末現在の就職者数は1,290人で、前年度と比較すると3人(0.2%)増加した。
このうち県内就職者数は883人で、前年度と比較すると7人(0.8%)増加し、県内就職率は68.4%で、前年度の68.1%を0.3ポイント上回った。

(5) 職業安定機関以外の者の行なう職業紹介事業等

ア 民営職業紹介事業

平成29年3月31日現在の民営職業紹介許可事業所数は、有料職業紹介事業所が37所、無料職業紹介事業所が16所となっている。これらの事業所の取扱職種の範囲は有料職業紹介事業では、「全職種」が24所、「専門・技術・管理・事務」が2所、「看護師・家政婦(夫)・家庭サービス」が4所、「介護職」、「運輸の職業(バスガイドを含む)」が各2所、「モデル」、「配せん人」、「芸作家」が各1所となっている。また、無料職業紹介事業では、「全職種」が9所、「福祉人材」、「農業作業従事者」が各2所、「薬剤師」、「看護師等」、「出向等」が各1所となっている。

イ 労働者派遣事業

平成29年3月31日現在の労働者派遣事業許可・届出による労働者派遣事業所数が166所、うち(旧)特定労働者派遣事業所が133所である。

(6) 外国人労働者の雇用状況

平成28年10月31日現在の外国人雇用状況届出の状況によると、外国人を雇用している事業所は530事業所で、前年同期と比較すると51事業所(10.6%)増加した。

産業別では、「製造業」で201事業所、「卸売業、小売業」で55事業所、「宿泊業、飲食サービス業」で43事業所などとなった。

雇用されている外国人労働者は3,198人で、前年同期と比較すると422人(15.2%)増加した。

産業別では、「製造業」で1,370人、「サービス業(他に分類されないもの)」^(注1)で949人、「卸売業、小売業」で180人などとなった。

国籍別にみると、中国(香港等を含む)が30.6%(978人)を占め、次いで、ブラジルが29.8%(952人)、ベトナムが13.2%(423人)となった。

在留資格別では、「身分に基づく在留資格」^(注2)が44.4%(1,421人)と最も多く、「技能実習」が43.9%(1,405人)、「専門的・技術的分野の在留資格」が8.2%(262人)となった。

(注1)「サービス業(他に分類されないもの)」には、廃棄物処理業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(注2)「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(7) 求職者支援訓練の実施状況

ア 求職者支援訓練の認定状況及び定員充足状況

平成28年度の認定数は26コースの396人で、内訳は基礎コースが13コースの197人、実践コースが13コースの199人となっている。

また、開講した 22 コースの受講者数は 227 人で、内訳は基礎コースが 100 人、実践コースが 127 人となっており、定員数に対する充足率は 67.6%で、基礎コースが 65.8%、実践コースが 69.0%となっている。

イ 求職者支援訓練修了者等の就職状況(訓練修了 3 か月後)

平成 28 年度の訓練修了 3 か月後の就職率は 64.1%で、基礎コースが 65.5%、実践コース 63.2%となっている。

ウ 職業訓練受講給付金の支給状況

平成 28 年度の支給状況は、公共職業訓練受講者が 298 件で 29,676 千円、求職者支援訓練受講者が 149 件で 15,313 千円となっている。

合計額は 44,989 千円で前年度より 17.6%の大幅な減少となったが、求職者支援訓練については 3.3%の増加となっている。

エ 認定職業訓練実施奨励金の支給状況

平成 28 年度の基本奨励金の支給状況は、基礎コースが 10 件で 17,499 千円、実践コースが 14 件で 21,815 千円となっている。

合計額は 39,314 千円で前年度より 22.2%の増加となっている。

なお、付加奨励金は 14 件で 9,028 千円となり、件数、金額ともに前年度を下回った。

2 平成 28 年度雇用保険業務の概要

(1) 適用業務

ア 適用事業所

平成 29 年 3 月 31 日現在の雇用保険適用事業所数は 13,474 事業所で、前年度より 74 事業所 (0.5%) 減少した。

産業別構成比をみると、「建設業」18.2%、「卸売、小売業」17.9%、「医療、福祉」11.7%、「製造業」11.3%、「サービス業(他に分類されないもの)」9.6%、「その他」24.4%となっている。

規模別の構成比は、「5 人未満」で 58.2%と最も高く、次いで「5~29 人」32.5%、「30~99 人」6.7%、「100~499 人」2.3%、「500 人以上」0.3%となっている。

イ 被保険者

平成 29 年 3 月 31 日現在の雇用保険被保険者数は 202,676 人で、前年度より 3,433 人 (1.7%) 増加した。このうち高年齢被保険者は 12,946 人で、前年度より 3,051 人 (30.8%) 増加し、短期雇用特例被保険者は 78 人で、同 14 人 (15.2%) 減少した。

男女別にみると、男性 107,415 人(構成比 53.0%)、女性 95,261 人(同 47.0%)で、前年度より男性は 1,674 人 (1.6%) 増加し、女性も 1,759 人 (1.9%) 増加した。

産業別構成比をみると、「医療、福祉」20.7%、「製造業」19.0%、「卸売、小売業」13.1%、「建設業」9.6%、「サービス業」8.0%、「その他」26.7%となっている。[図 4]

規模別の構成比は、「100~499 人」28.9%、「5~29 人」24.1%、「30~99 人」22.7%、「500 人以上」17.5%、「5 人未満」6.8%となっている。

ウ 被保険者資格の取得・喪失

平成 28 年度の資格取得件数は 33,820 件で、前年度より 693 件 (2.1%) 増加し、資格喪失件数は 30,414 件で、前年度より 553 件 (1.8%) 減少した。

喪失件数のうち事業主都合による解雇者数は 1,937 件で、前年度より 211 件 (9.8%) 減少した。

(2) 給付業務

ア 一般被保険者に対する求職者給付

(ア) 受給資格決定件数

受給資格決定件数は 8,844 件で、前年度より 583 件 (6.2%) 減少した。

これを男女別にみると、男性 3,654 件 (構成比 41.3%)、女性 5,190 件 (同 58.7%) であり、男性は前年度より 220 件 (同 5.7%) 減少し、女性も同 363 件 (同 6.5%) 減少した。

(イ) 受給者実人員

受給者実人員は月平均 2,337 人で、前年度より 258 人 (9.9%) 減少した。

これを男女別構成比で見ると、男性 948 人 (40.6%)、女性 1,389 人 (59.4%) で、男性は前年度に比べ 92 人 (8.8%) 減少し、女性は同 166 人 (10.7%) 減少した。年齢等区別にみると、前年度に比べ「29 歳以下」は 46 人 (14.8%減)、「30 歳～44 歳」は 88 人 (6.4%減)、「45 歳～59 歳」は 90 人 (25.6%減)、「60 歳以上」は 15 人 (66.7%減) と全ての年代で減少した。

公共職業安定所別にみると、前年度に比べ松江所で 70 人、出雲所で 90 人、浜田所で 7 人、益田所で 34 人、雲南所で 22 人、石見大田所で 35 人それぞれ減少した。

(ウ) 支給総額

求職者給付の支給総額は 3,350,342 千円で、前年度より 371,397 千円 (10.0%) 減少した。

イ 就職促進給付

再就職手当支給人員は 3,218 人で、前年度に比べ 22 人 (0.7%) 減少した。

また、就業促進定着手当支給人員は 1,122 人で、前年度に比べ 184 人 (14.1%) 減少した。就職促進給付支給総額は 1,140,459 千円で、前年度に比べ 6,000 千円 (0.5%) 増加した。

ウ 高年齢被保険者に対する求職者給付

高年齢求職者給付の受給者は 1,378 人で、前年度に比べ 12 人 (0.9%) 減少した。

支給総額は 281,556 千円で、前年度に比べ 351 千円 (0.1%) 減少した。

エ 短期雇用特例被保険者に対する求職者給付

短期雇用特例求職者給付の受給者は 131 人で、前年度に比べ 8 人 (5.8%) 減少した。

支給総額は 23,221 千円で、前年度に比べ 1,843 千円 (7.4%) 減少した。

オ 雇用継続給付

(ア) 高年齢雇用継続給付

基本給付金の受給資格確認件数は 1,243 件で、前年度に比べ 59 件 (4.5%) 減少し、受給者実人員は 28,033 人で、同 31 人 (0.1%) 減少した。

また、再就職給付金の受給要件確認件数は 1 件で、前年度に比べ 1 件増加し、受給者実人員は 5 人で、前年度と比べ 5 人増加した。

支給総額は 623,268 千円で、前年度に比べ 3,782 千円 (0.6%) 増加した。

(イ) 育児休業給付

基本給付金の受給資格確認件数は2,169件で、前年度に比べ152件(7.5%)増加し、受給者実人員は19,577人で同1,349人(7.4%)増加した。

支給金額は2,173,604千円で、前年度に比べ153,464千円(7.6%)増加した。

(ウ) 介護休業給付

介護休業給付金の受給者数は61人で、前年度に比べ4人(6.2%)減少した。

支給総額は12,330千円で、前年度に比べ1,526千円(14.1%)増加した。

カ 教育訓練給付

一般教育訓練給付金の受給者数は550人で、前年度に比べ122人(18.2%)減少した。

支給総額は31,085千円で、前年度に比べ10,813千円(53.3%)増加した。

なお、平成27年度から創設された専門実践教育訓練給付金の受給者数は57人、教育訓練支援給付金の受給者数は60人となった。

キ 日雇労働被保険者に対する求職者給付

受給者実人員は93人(月平均8人)で、前年度に比べ14人(17.7%)増加した。

支給総額は3,572千円で、前年度に比べ471千円(15.2%)増加した。

ク 雇用保険受給者の就職状況

雇用保険受給者の就職件数は4,344件で、前年度に比べ220件(4.8%)減少した。

なお、雇用保険受給者のうち早期に就職した者の比率(基本手当の所定給付日数の3分2以上残して再就職した者の受給資格決定件数に対する比率)は、30.9%となっている。

ケ 不正受給の状況

不正受給件数は10件で、前年度に比べ3件(23.1%)減少した。

不正受給金額は1,555千円で、前年度に比べ172千円(10.0%)減少した。

雇用環境・均等室

1 労働時間等設定改善関係（「働き方改革」の推進）

長時間労働の削減や年次有給休暇取得促進、非正規労働者の処遇改善など、働き方改革を推進する事で魅力ある職場を作り出し、人材の確保・定着を図ることを目的として、「しまね働き方改革推進会議」を設置した。平成29年3月には第1回会議を開催し、島根県や労使団体、教育機関、金融機関等と協議、連携し「働き方改革」に向けた取組を進めることとした。

平成27年1月に「島根労働局働き方改革推進本部」を設置し、労働局幹部職員が県内の労使団体や主要企業のトップに対して「働き方改革」の要請を行っており、平成28年度も引き続き、36の団体・企業に要請を行った。

また、労働時間等の設定の改善を促進するため、「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、事業場を個別訪問して、多様な働き方に対応した労働時間等の改善、休日や休暇をより労働者の生活ニーズに適合したものに改善する取組について、具体的なアドバイスを無料で提供した。

なお、労働時間等の設定の改善を推進するため、平成28年度の職場意識改善助成金（職場環境改善コース、所定労働時間短縮コース、時間外労働上限設定コース、テレワークコース）について、積極的な活用を促した。

2 女性の活躍推進

女性がその能力と個性を十分に発揮できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が、平成28年4月から全面施行されたことにより、一般事業主行動計画の策定・届出が義務とされた企業の履行確保を図るとともに努力義務とされる企業に対する本法律の周知・徹底を図るため、「女性の活躍を推進するための行動計画策定及び関連助成金制度説明会・相談会」を県内2か所で開催した。

平成29年3月末における行動計画策定の届出状況は、301人以上の企業が54社（届出率100%）、300人以下の企業が63社であった。

また、「えるぼし」認定制度についての周知を図り、企業2社を認定した。

3 男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法に基づく行政指導

ア 相談対応

273件の相談が寄せられ、うち妊娠・出産等を理由とする不利益取扱に関するものが82件（30.0%）、セクシュアルハラスメントに関するものが67件（24.5%）、妊娠・出産等ハラスメントに関するものが41件（15.0%）であった。

イ 指導等

124 事業所を対象に男女雇用機会均等法第 29 条に基づく報告徴収を行った。このうち何らかの法違反が認められたものは、91 事業所で、141 件の是正指導を行った。

ウ 周知

平成 29 年 1 月 1 日から、上司・同僚からの職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられたことから、県内 4 か所（6 回）で改正育児・介護休業法等説明会を開催し、ハラスメント対策の整備について説明したほか平成 28 年 10 月～12 月までの間、ハラスメント対応特別相談窓口を開設した。

4 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法に基づく行政指導の実施等

ア 相談対応

810 件の相談が寄せられ、うち育児関係の相談が 449 件（55.4%）、介護関係の相談が 361 件（44.6%）であった。

イ 指導等

140 事業所を対象に育児・介護休業法第 56 条に基づく報告徴収を行った。このうち育児休業の取得や育児・介護休業制度等に何らかの法違反が認められたものは 86 事業所で、335 件の是正指導を行った。

ウ 周知

平成 29 年 1 月 1 日から改正育児・介護休業法が施行され、仕事と家庭の両立支援制度の規定整備が義務付けられたことから、県内 4 か所（6 回）で改正内容や各種規定の整備に関する改正育児・介護休業法等説明会を開催した。また、企業において育児・介護休業や短時間勤務制度等の規定が適切に整備され、制度として定着し、育児休業等の取得による不利益取扱いが生じないよう、あらゆる機会を活用し育児・介護休業法の周知徹底を図った。

(2) 両立支援等助成金の活用

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援するため、「両立支援等助成金」を活用しつつ、育児・介護休業制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備や男性の育児休業取得の推進を図った。

(3) 次世代育成支援対策推進法の施行

次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画策定・届出が義務付けられた常時雇用労働者数101人以上の義務企業はもとより、100人以下の努力義務企業に対しても行動計画の策定・届出等を促した。

平成29年3月末における行動計画策定届の届出状況は、101人以上の企業が245社（届出率99.6%）、100人以下の企業が326社であった。

また、認定制度について、あらゆる機会を活用して周知を図った。

平成28年度の「くるみん」認定企業数は2社（28年度末15社）であった。

5 パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働法に基づく行政指導の実施等

ア 相談対応

17件の相談が寄せられ、そのうち正社員転換に関するものが5件（29.4%）であった。相談件数は前年に比べ全体で大幅に減少した。

イ 指導等

短時間労働者の多い業種の事業所123事業所を対象に、パートタイム労働法第18条に基づく報告徴収を行った。このうち何らかの法違反が認められたものは、100事業所で、224件の是正指導を行った。

6 労働契約法の周知

無期転換ルールの周知

ア 有期契約労働者が無期の労働契約への転換を申し込む権利が本格的に発生する平成30年4月に向け、あらゆる機会を活用して、無期転換の申込等への対応について、説明・リーフレットの配布、また各種広報誌に制度内容を掲載する等、事業主、労働者への周知を行った。

イ 平成27年4月に施行された有期雇用特別措置法について、「有期特措法高齢者認定調査員」を配置して、定年後引き続き雇用される有期契約労働者（継続雇用の高齢者）等に適用される無期転換申込権発生までの期間に関する特例申請の相談や、雇用管理の措置などの計画認定を行った。

7 労働法制の普及

これから社会に出て働くことになる若者に対し、労働法制の基礎知識の周知を図ることは、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者の職業についての意識の涵養に資するものであることから、高等学校、大学等に講師を派遣してのセミナーや講義を開催した。平成28年度には、高等学校4回、大学等10回のセミナー又は講義を開催した。

また、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン（4月～7月）中には、県内の総合労働相談コーナーに若者相談コーナーを設置するとともに、大学及び短期大学部で出張相談会を2回開催し、学生等からの相談に対応した。

8 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図るため、以下を内容とする「最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」実施した。

ア 専門家派遣・相談等支援事業

一般社団法人島根県経営者協会に委託し「島根県最低賃金総合相談支援センター」を設置し、中小企業事業主等に対し、専門家による経営改善や労務管理などに関する無料の相談対応や専門家派遣を行った。

平成 28 年度は専門家派遣件数 275 件、相談件数 77 件であった。

イ 業務改善助成事業(業務改善助成金)

事業場第最低賃金が 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が、生産性向上のための設備投資等の業務改善を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資等の経費の一部を助成する業務改善助成金の周知に努めた。

9 医療労務管理支援事業

医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に総合的な支援体制構築のため島根県が設置する「医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関における労務管理全般の支援を実施するため島根県社会保険労務士会に委託し、個別支援や相談対応を行った。

10 個別労働紛争解決制度の運用状況

総合労働相談等の状況

ア 総合労働相談の状況

平成 28 年度の総合労働相談は、6,448 件であった。

相談者の種類は、労働者が 3,219 件、事業主が 2,159 件、その他（親族等）が 1,070 件で、労働者からの相談が 49.9%を占めている。

相談（区分）としては、延べ 8,449 件のうち「法令・制度の問い合わせ」が 5,478 件、「法施行事務（監督権限の行使等）」が 1,023 件、「民事上の個別労働紛争」が 1,694 件で、「法令・制度の問い合わせ」が 64.8%を占めている。

イ 民事上の個別労働紛争相談の状況

平成 28 年度の民事上の個別労働紛争相談は 1,694 件であった。

相談者の種類は、労働者が 1,347 件、事業主が 170 件で、労働者からの相談が 79.5%を占めている。

労働者の形態では、正社員が 653 件、短時間労働者が 325 件、派遣労働者が 28 件、有期雇用労働者が 220 件で、正社員が 38.5%を占めている。

相談内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 620 件、「自己都合退職」が 353 件、「解雇」が 193 件であり、この 3 項目で全体の 5 割以上を占めている。

ウ 労働局長の助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん状況

平成 28 年度に受理した助言・指導の申し出件数は 76 件、あっせん申請件数は 28 件であった。

平成29年8月